

定期報告対象建築物等一覧表

	代表用途	用途	報告が必要となる規模等 (※: Aは当該用途の床面積の合計)	建物の所在する区域	報告の時期								
					平成31年/令和元年			令和2年			令和3年		
					4月 5 6月	7月 5 9月	10月 5 12月	4月 5 6月	7月 5 9月	10月 5 12月	4月 5 6月	7月 5 9月	10月 5 12月
3 年 毎 に 報 告	店舗等	百貨店、マーケット及び物品販売業を営む店舗	・A>100㎡(地階又は3階以上の階における当該用途の床面積が100㎡を超えるもの)※1	仙台市	◎			○			○		
		展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店	・A≥500㎡(2階に当該用途があるものに限る。)※1 ・A≥3,000㎡※1 ・A≥1,000㎡(2階以上の階に当該用途を有するものに限る。)	塩竈市		○		◎			○		
		劇場等	劇場、映画館、演芸場	・主階が1階にないもの(劇場、映画館又は演芸場に限り)※1 ・A>100㎡(地階又は3階以上の階における当該用途の床面積が100㎡を超えるもの)※1	仙台市			◎			○		○
	集会場等	観覧場(屋外観覧場を除く)、公会堂、集会場	・客席部分の床面積≥200㎡※1	仙台市			◎			○			○
				塩竈市		○		◎			○		○
	旅館等	旅館、ホテル	・A>100㎡(3階以上の階における当該用途の床面積が100㎡を超えるもの) ・A>100㎡(地階における当該用途の床面積が100㎡を超えるもの)※1 ・A≥300㎡	仙台市	○			◎			○		
				塩竈市		○		◎			○		○
	病院等	病院、診療所(患者の収容施設のあるものに限る)	・A>100㎡(3階以上の階における当該用途の床面積が100㎡を超えるもの) ・A>100㎡(地階における当該用途の床面積が100㎡を超えるもの)※1 ・A≥300㎡	仙台市		◎			○				○
				塩竈市	◎			○			○		
	共同住宅等	共同住宅、寄宿舎、下宿  サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム及び障害者グループホーム	・A≥1,000㎡(3階以上の階に当該用途を有するものに限る。) ・A>100㎡(3階以上の階における当該用途の床面積が100㎡を超えるもの) ・A>100㎡(地階における当該用途の床面積が100㎡を超えるもの)※1 ・A≥300㎡(2階に当該用途を有するもの。)※1 ・A≥1,000㎡(3階以上の階に当該用途を有するものに限る。)	仙台市		青○ 宮○	泉○ 若○		青◎ 宮○	泉◎ 若○		青○ 宮◎	泉○ 若◎
仙台市													
塩竈市				◎			○			○			
児童福祉施設等	児童福祉施設等  高齢者、障害者等の就寝の用に供するもの※2	・A≥300㎡ ・A>100㎡(3階以上の階における当該用途の床面積が100㎡を超えるもの) ・A≥300㎡ ・A>100㎡(地階又は3階以上の階における当該用途の床面積が100㎡を超えるもの)※1	仙台市		◎			○			○		
			塩竈市	◎			○			○			
			石巻市			○		◎			○		
博物館・美術館等	体育館、博物館、美術館、図書館、ボウリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	・A≥2,000㎡(2階以上の階に当該用途を有するものに限る) ・A>100㎡(地階又は3階以上の階における当該用途の床面積が100㎡を超えるもの)※1	仙台市	◎			○			○			
			塩竈市	◎			○			○			
			石巻市			○		○			◎		
学校・事務所等	学校・事務所その他これに類するもの	・A>1,000㎡(5階以上の階に当該用途を有するものに限る。)	仙台市			◎			○			○	
			塩竈市	◎			○			○			
			石巻市	◎			○			○			
毎年報告	建築設備	換気設備(中央管理方式の空調設備に限る。) 排煙設備(排煙機を有する排煙設備に限る。) 非常用照明装置(予備電源が蓄電池別置型、自家発電機型、両者併用型に限る。)		上記建物と同時期に報告									
	防火設備	随時閉鎖式の防火設備(防火ダンパーを除く) ※3		上記建物と同時期に報告									
	昇降機等	エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機(フロアタイプに限る。) ※4		設置月を基準に報告									
	遊戯施設	・ウォーターシュート、コースター等の高架の遊戯施設 ・メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔等の回転運動をする遊戯施設		設置月を基準に報告									

※1: 該当する用途が避難階のみにあるものは対象外。

◎: 特定建築物及び建築設備・防火設備の報告時期

○: 建築設備・防火設備の報告時期

※2: 助産施設、乳児院、障害児入所施設 ・助産所 ・盲導犬訓練施設 ・救護施設、更生施設  
老人短期入所施設(小規模多機能型居宅介護の事業所、看護小規模多機能型居宅介護の事業所を含む。)

老人デイサービスセンター(宿泊サービスを提供するもの)、養護老人ホーム

養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム

母子保健施設

障害者支援施設、福祉ホーム及び障害福祉サービス事業(自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。)の用に供する施設(利用者の就寝の用に供するものに限る。)

※3: 建築物の定期報告の対象とならない建物であっても、床面積が200㎡以上の下記用途の建築物に設けられる防火設備については、定期報告の対象となります。

・病院、診療所(患者の収容施設のあるものに限る。)

・共同住宅(サービス付き高齢者向け住宅に限る。)

・寄宿舍(サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る。)

・就寝用途の児童福祉施設等

※4: 下記の昇降機については対象外です。

・籠が住戸内のみを昇降するもの。

・労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第12条第1項第6号に規定するエレベーター。